

袋井市既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書 取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）の「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書（以下「JIS ただし書」という。）の適用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)に定めるところによる。

(手続き)

第3条 既存の住宅に設置する尿尿浄化槽について、JIS ただし書の適用を受けようとする者は、浄化槽設置届出書の提出にあわせて、JIS ただし書適用願(様式第1号)を提出しなければならない。

(審査)

第4条 前条の申請内容が、次の各号に定める事項に適合する場合は、処理対象人員を5人とすることができる。

- 一 建築物の用途が JIS A 3302 表中の住宅であること。(既存の住宅の浄化槽の付替えの場合であって、建築基準法の確認申請を要しない場合に限る。)
- 二 台所及び浴室が2以上ある住宅でないこと。
- 三 増築を伴う場合、増築部分に給排水設備がないこと。ただし、実質的な使用水量の増加が無い場合においては、この限りではない。
- 四 実居住人員及び予定居住人員が5人以下であること。
- 五 次のいずれかの方法により算定した予想水道等使用量が1,000 リットル／戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員(居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員)が3人以下の世帯の場合においては、この限りではない。

イ 水道のみを使用している場合

年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあっては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲取り便所の場合にあっては、年間最大水道使用量実績値に1.25を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

ロ 井戸水等を併用している場合

イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

附 則

この要領は平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

袋井市長

浄化槽設置者 住 所
氏 名
電話番号

既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書適用願い

建築物の使用状況が下記のとおりであるため、ただし書の適用をお願いします。
なお、ただし書適用の際には、建築基準法や浄化槽法等の関係法令を遵守し、適正な浄化槽の維持管理を行うとともに、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じた場合には、責任を持って適切に対応します。

記

1	設置場所		
2	住宅の規模 (延べ面積)	住宅部分	m ²
		その他の用途部分	m ²
3	居住人員	現在の居住人員 ※ 1	人
		将来の予定居住人員 ※ 2	人
4	台所及び浴室の個数	☐ 台所及び浴室が 2 以上ある住宅でないこと	
5	建築基準法の確認申請の有無	イなし ロあり	
6	(増築する場合) 増築部分の給排水設備	イなし ロあり	
7	井戸水等の使用の有無	イ使用していない ロ使用している	
8	年間最大水道使用量実績 ※ 3	リットル／戸・日	
9	年間最大井戸水等使用量実績 ※ 4	リットル／戸・日	
10	予測水道使用量 ※ 5	リットル／戸・日	

- (注意) 1 本適用願いを提出する前には、あらかじめ袋井市建築住宅課へ事前相談を行って下さい。(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項第1号又は第2号に規定するものに限る。)
- 2 本適用願いは、浄化槽設置届出書にあわせて提出してください。
- 3 ※ 1 及び※ 2 が 3 人以下である場合は、項目 7 以降の記載は不要です。
- 4 本緩和措置適用後に住宅を建替える際にはJIS算定基準ただし書は適用されないため、浄化槽の入れ替えが必要となる恐れがあります。
- 5 本適用願いの宛先は、(注意) 1 以外の場合は静岡県知事となります。

(裏)

- ※1 現在居住している世帯人員を記載してください。
- ※2 今後、子供の出生等により世帯人員の増加が見込まれる場合は、最大見込みとなる世帯人員を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、現在居住している世帯人員を記載してください。
- ※3 直近1年間の水道使用量を明らかにする資料（水道担当部局が発行する利用明細の写しなど）のうち、**最も使用量が多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。**また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※4 井戸水等の使用がある場合には、直近1年間の井戸水等の使用量を明らかにする資料（メーター等により記録した資料など）のうち、**最も使用量が多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。**
また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※5
- イ 水道のみ使用している場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸} \cdot \text{日}$ ）
＝（年間最大水道使用量実績（ $\text{t}/\text{戸} \cdot \text{日}$ ）／実居住人員）×予定居住人員
 - ロ 井戸水を使用している場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸} \cdot \text{日}$ ）
＝{（年間最大水道使用量実績＋年間最大井戸水等使用量実績（ $\text{t}/\text{戸} \cdot \text{日}$ ））
／実居住人員}×予定居住人員
 - ハ 従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸} \cdot \text{日}$ ）
＝ 上記イ又はロで得た値×1.25